

平成17年3月28日

社 会 保 険 庁

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業に係る市場化テスト（モデル事業）の実施に関する方針を、別添のとおり策定いたしました。

実施に関する方針の概要は、以下のとおり。

1 目的

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業について、職権による強制適用を除き、未適用事業所を把握することから加入させるまでを包括的に市場化テストのモデル事業として実施し、適用を図ること。

2 対象事業の範囲等

① 対象事業

未適用事業所の把握、加入促進、事業報告書の作成までの業務を包括的に委託することとし、いかに効率的、効果的に実践するかという手段・手法については、現行法の範囲内において、受託者の提案に委ねるものとする。

② 対象地区

東京地区（港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所及び足立社会保険事務所）と福岡地区（南福岡社会保険事務所及び久留米社会保険事務所）の2地区とする。

③ 契約期間

平成17年5月から平成18年3月までとする。

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業に係る市場化テスト（モデル事業）の実施に関する方針

1 目的

政府管掌健康保険及び厚生年金保険（以下「厚生年金等」という。）は、原則、法人又は従業員5人以上の個人事業所について加入義務を課している。しかしながら、現下の厳しい経済情勢等を背景として、当然、厚生年金等に加入すべき事業所であるにもかかわらず、加入に係る届出を行わない事業所（以下「未適用事業所」という。）も見受けられ、制度の適正な運用及び公平性の観点から、適用対策の強化が求められている。

本事業は、「規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申」（平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議）に基づき、従来社会保険庁が実施していた厚生年金等の未適用事業所の適用促進に係る業務のうち、現行法の範囲内で民間事業者においても実施可能な範囲において、社会保険庁が行う場合と同等の条件の下、受託者の創意工夫やノウハウを活用すべく、職権による強制適用を除き、未適用事業所を把握することから加入させるまでを包括的に市場化テストのモデル事業として実施し、適用を図るとともに、当該業務の質及びコスト（当該業務に要する直接的な費用に加え間接的な費用を算入）に関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施することを目的とする。

市場化テスト（官民競争入札制度）とは、官と民との間で透明・中立・公正な競争を促すことにより、国民にとってよりよい公共サービスを効率的に提供することを目指すものである。このため、本来、官も民も競争入札に参加することが望ましいが、本格的導入前のモデル事業でもあるため、官は入札に参加せず、民の間のみ競争入札となる。ただし、官が自ら実施する事業と受託民間事業者のそれとの間で効率性の比較が可能となり、その結果競争的環境が創出されるよう、本実施方針に基づき必要な措置を講ずるものとする。また、社会保険庁及び受託民間事業者が実施した本事業の結果について、適正な事業評価を定期的に行うこととする。

2 市場化テストの実施及び競争条件均一化措置等に関する基本的な考え方

(1) 本事業の目的は、①民間事業者の創意工夫を最大限活用し、加入義務のある未適用事業所を確実に捕捉し、加入を勧奨し、結果として多くの加入を実現すること及び②当該事業の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実現すること、にある。

(2) このため、受託者の創意工夫を最大限活用する観点から、業務の遂行の在り方や実現の手法は、入札参加者の提案と裁量に委ねられるものとする。また、受託者による業務の成果を評価し、対価の支払いを行う。

- (3) 官民間の透明・中立・公正な比較を実現する観点から、以下を実施する。
- ① 民間事業者が本事業を実施する場合には、社会保険庁が自ら実施する場合と同様に事業に必要な範囲で施設、設備、情報等の提供を受けられることを原則とする。
 - ② 本事業を実施する社会保険事務所における当該事業の実績（サービス水準及び費用）について、客観的かつ可能な限り定量的な指標を用い、費用を構成する項目要素と費用を公表する。
 - ③ 社会保険庁及び受託者の本事業実施経費等に対する財政補助の有無並びにその内容等を明確化し、公表するとともに評価上均一化することを基本とする。
 - ④ 受託者の選定に当たって応札した者の企画書の評価を行うため、社会保険庁に市場化テスト評価委員会を設置する。
 - ⑤ 社会保険庁及び規制改革・民間開放推進会議は、受託者に対して定期的にモニタリング等を行うものとし、規制改革・民間開放推進会議は、事業開始後における実績の評価等を行うこととする。

3 対象事業に関する事項

(1) 対象事業の範囲等

① 対象事業の対象地区

対象事業の対象地区は、次の2地区とする。

(ア) 東京地区（東京社会保険事務局管内）

港社会保険事務所管轄区域のうち大島支庁管内、三宅支庁管内、八丈支庁管内及び小笠原支庁管内を除く区域、渋谷社会保険事務所並びに足立社会保険事務所の管轄区域（港区、渋谷区及び足立区）

(イ) 福岡地区（福岡社会保険事務局管内）

南福岡社会保険事務所及び久留米社会保険事務所の管轄区域（福岡市南区、甘木市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡、朝倉郡、久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、浮羽郡、三井郡、三潞郡及び八女郡）

② 対象事業の範囲

以下（ア）から（ウ）までの業務を包括的に委託することとし、いかに効率的、効果的に実践するかという手段・手法については、現行法の範囲内において、受託者の提案に委ねられる。また、受託者は事業の遂行過程において事業の環境の変化や地域における特殊事情等も勘案し、社会保険庁の承認を得た上で、手順等を変更できるものとする。

事業の遂行に必要な人材、機材等は受託者自らの費用負担によりこれを準備する。また、社会保険庁は、社会保険事務局事務センターにおけるスペース、情報端末、情報機器等については、受託者が事務を遂行するに当たって必要と判断され、余裕がある場合には、無償にて提供する。事業の遂行に必要な情報の提供も無償とする。これらの利用の在り方の詳細は、実施要領に記載する。

受託者は事業の遂行過程において、現在の加入勧奨に係る課題、制度・規制等に係る障害等、事業遂行上改善すべき点を認知した場合には、積極的に随時、これを社会保険庁に提案するものとする。具体的な提案については、社会保険庁としてもこれを真摯に検討し、適用の可否を検証する。

(ア) 未適用事業所の把握

厚生年金等への加入勧奨を行うべき未適用事業所の把握を行う。

なお、既に適用済であるか否かを確認するために必要な範囲において、社会保険オンラインシステムの使用を可能とする。

(イ) 加入促進

事業所の現況（事業活動の有無、従業員数等）を確認し、事業主に対し加入勧奨を行い、加入を促すとともに、加入の意思を示す事業主からは資格取得届を受領する。

なお、事業主に様々な届出義務を課している健康保険制度及び厚生年金保険制度において、事業を円滑に運営するためには、事業主の理解及び協力を得ることは不可欠であり、事業主の自主的な届出を促すべく、制度の説明等に重点をおいた加入勧奨を行う。

また、受託者が1事業所に対して実施する加入勧奨については、受託者が企画提案する一連の加入勧奨を実施した結果、当該事業所の加入が確認された時点又は受託者が加入実現が困難と判断し、社会保険事務所が行う職権による強制適用等に引き継いだ時点をもって終了する。

(ウ) 事業報告書の作成

加入勧奨事蹟（事業所の現況を含む。）及び経費等事業実績の評価のための報告書の作成を行う。

<参考1>：従来社会保険庁で実施してきた業務プロセス等

(2) 契約期間

平成17年5月から平成18年3月末までとする。

4 受託者選定に関する事項

(1) 受託者選定に関する基本的な事項

上記3(1)①に定める対象地区ごとに総合評価の方法をもって、競争入札により、受託者を決定する。決定に当たっては、市場化テスト評価委員会の意見を反映するものとする。なお、入札参加者は、1以上の対象地区で入札に参加することができる。

企画書の評価基準は、「総合評価基準」（別添1）のとおりとする。

(2) 競争（入札）参加資格

競争（入札）の参加資格は、次のとおりとする。

- ① 平成16、17及び18年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一競争参加資格）「役務の提供等」を、東京地区は関東・甲信越地域、福岡地区は九州・沖縄地域において有する者であること。
- ② 本事業を万全の体制で実施し、誠実に履行できること。
- ③ 社会保険業務（医療保険（国保、政管健保及び組合健保）及び年金保険）に関して深い知識、経験を有する担当者を置き、必要な際に直ちに支援できる体制を整備できること。
- ④ 入札に参加する時点で法令に違反する事実がなく、かつ、委託事業を実施する時点で法令に違反しないことが確実であること。

(3) 受託者選定スケジュール

落札者選定に係るスケジュールは以下のとおりとする。

- 4月 6日 官報公告
- 4月11日 東京地区説明会実施、質問受付・対応
- 4月12日 福岡地区説明会実施、質問受付・対応
- 4月21日 企画書提出締切り・入札
- 4月27日 (予定) 評価委員会
- 4月28日 落札

(4) 審査結果等の公表

社会保険庁は、企画書の審査方法及び結果についてこれを公表するものとする。

5 事業実施に関する事項

(1) 対象事業に関する要求水準

本事業において受託事業者は、過去の当該社会保険事務所において実施した実績以上に事業を行うことを目標とする。

東京地区 269事業所 福岡地区 290事業所

また、予算の制約上、受託者による業務の成果への対価が事業期間内に予算の上限に達した場合、社会保険庁及び受託者は事業期間中であっても、事業を終了することができるものとする。

<参考2>：東京地区、福岡地区における加入勧奨等実績

(2) 委託費の支給方法等

① 委託費

(i) 事業期間中に受託者が実施する加入勧奨により加入した事業所の被保険者数及び(ii) 受託者が厚生年金等への加入勧奨を行った事業所数を受託者の評価判断基準とし、(ii) に基づく基本的な支給額に、(i) に基づく成功報酬額を追加する。なお、受託者による加入勧奨後平成18年3月末日までに加入に至ったものまでを受託者に対する成功報酬の対象とする。

ただし、社会保険事務所が職権により適用した事業所の被保険者数については、成功報酬の対象としない。

② 委託費の支給方法

委託費の支給方法に係る基本的な考え方については、別添2のとおりとする。なお、落札後速やかに、委託者と受託者とで協議の上決定し、契約書に定めることとする。

<参考3>：当該社会保険事務所における当該事業に要した費用等（過去2年間分）

(3) 受託者に提供する情報

受託者に対しては、社会保険オンラインシステムの使用により、厚生年金等適用事業所の情報を提供する。また、平成17年7月下旬を目途に実施する予定である厚生年金保険と雇用保険との適用事業所突合結果情報を提供する予定である。

また、社会保険庁が所有するその他の情報について受託者が提供を希望する場合は、受託者からの申し出に基づき、事業に必要な範囲で原則として全て提供する。なお、原則として個人情報提供はしないものとする。

(4) その他留意事項等

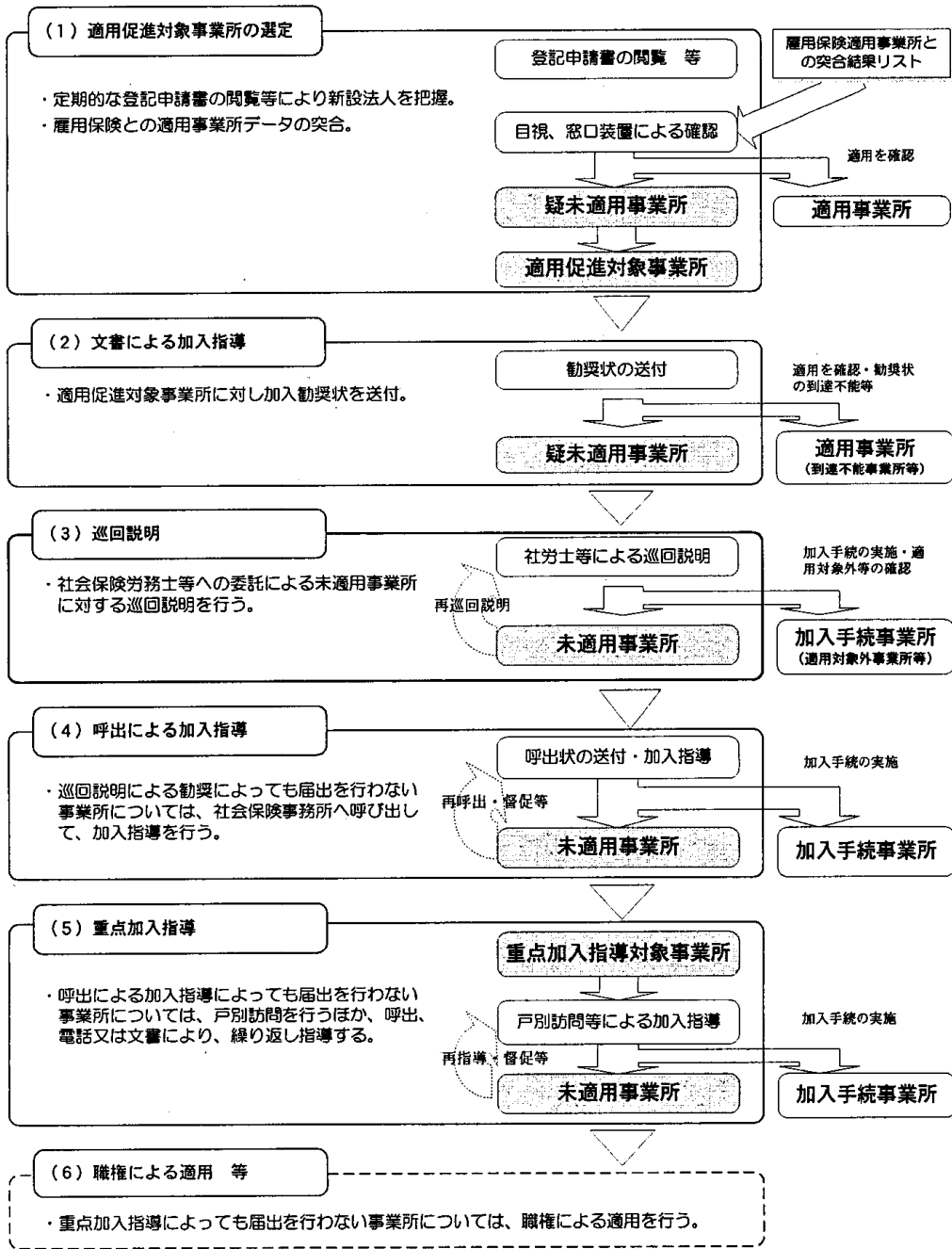
- ① 本事業において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施するとともに、社会保険庁が定期又は不定期の検査を行う場合において、これに応じること。万一、情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項及び手順を明確にすること。
- ② 本事業の実施に伴い、対象事業主との間でトラブルが発生した場合、その原因が受託者の側にあるときは、受託者が責任を持って適切に当該トラブルの処理を行うこと。
- ③ 受託者は、どのように業務を分担し、それに応じ、どのように運営管理を図るのかを明確にし、委託者の承認を得た上で、自らの責任において、委託事業の一部を他の者に再委託することができるものとする。
- ④ 受託者は、本事業が適正かつ円滑に実施できるよう、社会保険庁と連携を図ることとする。

6 モニタリング等

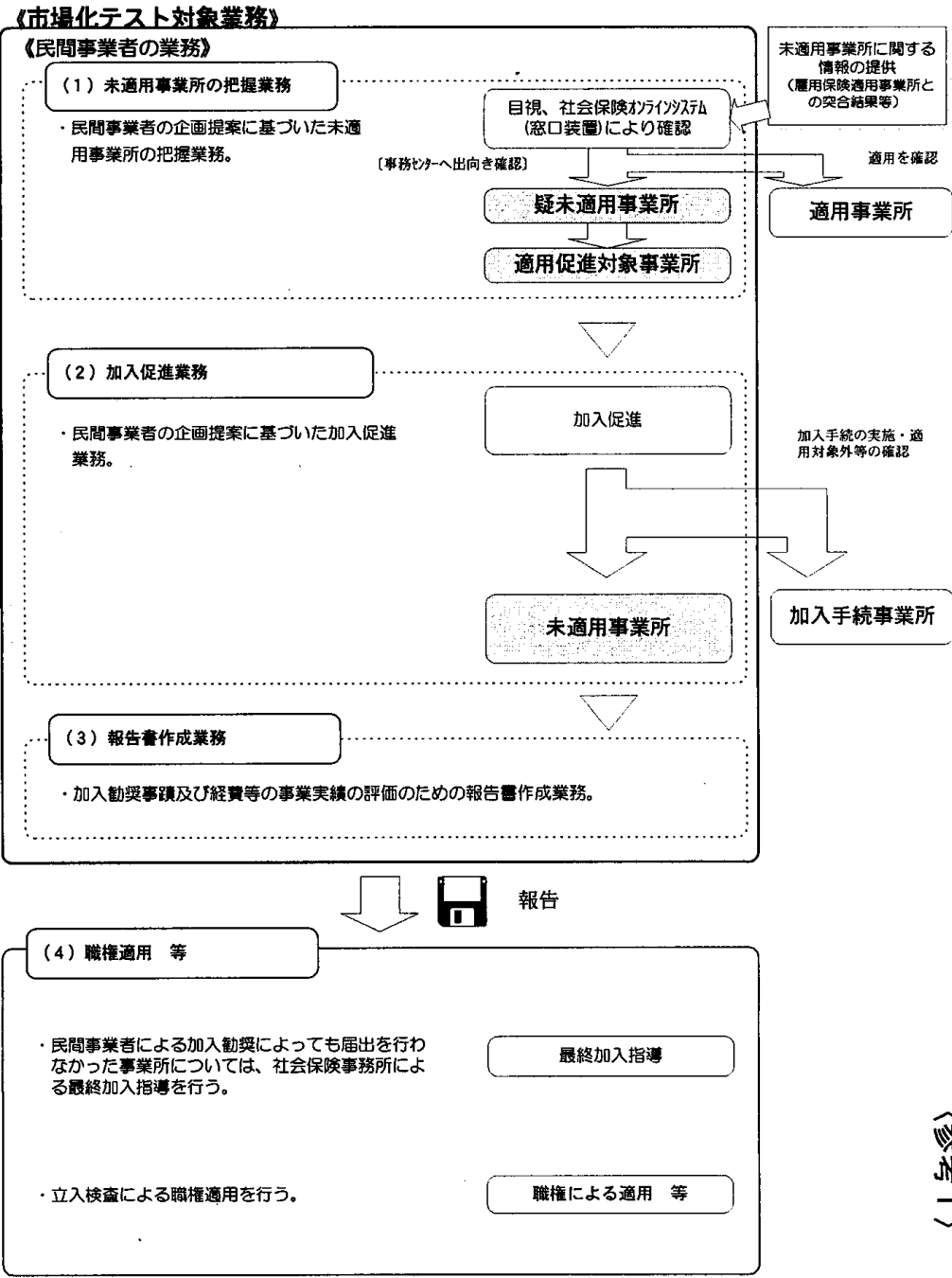
- (1) 受託者は、毎月初旬に、前月の事業状況及び当月の事業予定を社会保険庁に報告する。社会保険庁は報告を受けた後、速やかに当該報告を規制改革・民間開放推進会議に提出するとともに、当該前月の事業状況を公開する。なお、報告書の様式等については、落札後速やかに、社会保険庁と受託者との間で協議の上決定する。
- (2) 規制改革・民間開放推進会議は、モニタリングや本事業の評価等を行うにあたって、必要に応じ、受託者から意見を聴くことができるものとする。

未適用事業所の適用促進事業の概要

未適用事業所の適用促進業務の流れ（現行）



未適用事業所の適用促進業務の流れ（市場化テスト実施後）



東京地区、福岡地区における加入勧奨等実績

東京地区(3事務所計)

	文書加入 勧奨件数	巡回説明 件数	巡回説明結果			新規適用 事業所数 (厚生年金)	適用 事業所数 (厚生年金)
			適用済	未適用	対象外等		
平成15年度	792	320	37	170	113	2,344	44,373
平成14年度	1,112	520	67	263	190	2,394	44,542
計	1,904	840	104	433	303		

(104+433) ÷ 2 = 269

港社会保険事務所(東京)

	文書加入 勧奨件数	巡回説明 件数	巡回説明結果			新規適用 事業所数 (厚生年金)	適用 事業所数 (厚生年金)
			適用済	未適用	対象外等		
平成15年度	276	124	15	47	62	1,246	23,012
平成14年度	301	115	18	39	58	1,327	22,904
計	577	239	33	86	120		

渋谷社会保険事務所(東京)

	文書加入 勧奨件数	巡回説明 件数	巡回説明結果			新規適用 事業所数 (厚生年金)	適用 事業所数 (厚生年金)
			適用済	未適用	対象外等		
平成15年度	267	90	8	53	29	904	14,676
平成14年度	242	105	9	62	34	866	14,827
計	509	195	17	115	63		

足立社会保険事務所(東京)

	文書加入 勧奨件数	巡回説明 件数	巡回説明結果			新規適用 事業所数 (厚生年金)	適用 事業所数 (厚生年金)
			適用済	未適用	対象外等		
平成15年度	249	106	14	70	22	194	6,685
平成14年度	569	300	40	162	98	201	6,811
計	818	406	54	232	120		

福岡地区(2事務所計)

	文書加入 勧奨件数	巡回説明 件数	巡回説明結果			新規適用 事業所数 (厚生年金)	適用 事業所数 (厚生年金)
			適用済	未適用	対象外等		
平成15年度	1,124	551	73	237	241	724	15,225
平成14年度	844	607	62	207	338	655	15,336
計	1,968	1,158	135	444	579		

(135+444) ÷ 2 = 290

南福岡社会保険事務所(福岡)

	文書加入 勧奨件数	巡回説明 件数	巡回説明結果			新規適用 事業所数 (厚生年金)	適用 事業所数 (厚生年金)
			適用済	未適用	対象外等		
平成15年度	721	389	64	138	187	409	7,961
平成14年度	551	370	42	117	211	378	8,049
計	1,272	759	106	255	398		

久留米社会保険事務所(福岡)

	文書加入 勧奨件数	巡回説明 件数	巡回説明結果			新規適用 事業所数 (厚生年金)	適用 事業所数 (厚生年金)
			適用済	未適用	対象外等		
平成15年度	403	162	9	99	54	315	7,264
平成14年度	293	237	20	90	127	277	7,287
計	696	399	29	189	181		

当該社会保険事務所における当該事業に要した費用等

東京地区(3事務所計)

(単位:千円)

	物件費	内訳			旅費	人件費等	合計
		印刷製本費	通信運搬費	巡回説明委託費			
平成15年度	1,104	107	63	934	0	1,335	2,439
平成14年度	1,769	166	89	1,514	0	1,902	3,671
計	2,873	273	152	2,448	0	3,237	6,110

港社会保険事務所(東京)

(単位:千円)

	物件費	内訳			旅費	人件費等	合計
		印刷製本費	通信運搬費	巡回説明委託費			
平成15年度	424	40	22	362	0	455	879
平成14年度	399	39	24	335	0	502	901
計	822	79	46	697	0	957	1,780

渋谷社会保険事務所(東京)

(単位:千円)

	物件費	内訳			旅費	人件費等	合計
		印刷製本費	通信運搬費	巡回説明委託費			
平成15年度	316	32	21	263	0	450	767
平成14年度	360	34	19	306	0	439	799
計	676	66	41	569	0	890	1,566

足立社会保険事務所(東京)

(単位:千円)

	物件費	内訳			旅費	人件費等	合計
		印刷製本費	通信運搬費	巡回説明委託費			
平成15年度	364	35	20	309	0	429	793
平成14年度	1,010	93	46	872	0	961	1,971
計	1,375	128	65	1,181	0	1,389	2,764

福岡地区(2事務所計)

(単位:千円)

	物件費	内訳			旅費	人件費等	合計
		印刷製本費	通信運搬費	巡回説明委託費			
平成15年度	808	174	126	508	366	2,935	4,109
平成14年度	868	175	95	598	472	2,852	4,192
計	1,676	349	221	1,106	838	5,786	8,300

南福岡社会保険事務所(福岡)

(単位:千円)

	物件費	内訳			旅費	人件費等	合計
		印刷製本費	通信運搬費	巡回説明委託費			
平成15年度	618	120	94	405	126	1,871	2,614
平成14年度	605	108	72	425	159	1,601	2,365
計	1,223	228	165	830	284	3,471	4,979

久留米社会保険事務所(福岡)

(単位:千円)

	物件費	内訳			旅費	人件費等	合計
		印刷製本費	通信運搬費	巡回説明委託費			
平成15年度	190	54	32	103	241	1,064	1,494
平成14年度	263	67	23	173	313	1,251	1,827
計	453	121	56	276	554	2,315	3,321

総 合 評 価 基 準

本総合評価基準は、「未適用事業所の適用促進事業」の仕様書に基づいて定められたものであり、評価に当たっては以下により行う。

別紙「総合評価基準表」に記載する必須評価項目について、最低限の要求要件を満たしているものは「合格」とし、基礎点を付与する。

また、必須評価項目について、1項目でも最低限の要求要件を満たしていないものは「不合格」とする。

必須評価項目について、更に有効な提案が行われた場合、及び、必須評価項目以外の項目について、評価の観点から有効な提案が行われた場合は、加点基準に基づいて評価を行い「加点」する。

【加点基準】

企画書に記述があるもののうち、企画書で示された各評価項目の記述内容について、以下のような観点から総合的に評価を行い、評価結果が高位なものから順に、A、B、Cの3段階評価を行う。

- ① 本事業の目的・背景等が正しく理解され、企画提案内容に具体的に反映されている。
- ② 企画提案内容の妥当性、実現可能性について、他の選択肢との比較検討や結論に至る検討過程が具体的に明示されるなどして説得力を有する。
- ③ 各評価項目に対する評価観点の具体的項目を満たしている。

【評価ルール】

総合評価基準表で示す各評価項目をその重要度に応じ3つの評価区分（最重要、重要、普通）に区分し、企画提案内容の優劣について「加点基準」に基づき基本的には相対的評価を行うことにより付与する。

【採点方式】

得点配分は800点とする。

- ① 基礎点は400点とする。
- ② 加点の合計は400点とする。

各評価項目に関する「最重要」、「重要」、「普通」の区分に応じ、加点基準に基づいた3段階の評価（A、B、C）に応じ、以下のとおり加点する。

	最重要	重要	普通
A（相対的に優位）	60点	40点	20点
B（標準）	30点	20点	10点
C（相対的に劣位）	15点	10点	5点

項目	評価区分	評価基準	必須評価事項に係る最低限の要求要件 加点に係る評価観点
業務（施策の内容等）			
未適用事業所の把握業務			
実施する施策の内容	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> 未適用事業所の把握業務について、実行可能性があると評価できる施策が企画提案されていること。
	加点	最重要	<ul style="list-style-type: none"> 有効かつ効果的、網羅的に未適用事業所の把握を行うための施策が具体的に示されていること。 地域の実情、特性を的確に把握したうえで、適切かつ効果的な施策が実行可能であると評価できること。 把握した事業所が適用事業所か未適用事業所であるかの確認方法が具体的に示されていること。
スケジュール及び実施体制	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案された施策について、適切なスケジュールが示されていること。 各々の施策を実施するために必要な時間数が設定されていること。 企画提案された施策を実施するにあたって、適切な実施体制が示されていること。
	加点	重要	<ul style="list-style-type: none"> 各社会保険事務所の管轄区域ごとのスケジュールが具体的に示されていること。 各々の施策を実施するために必要な人員を配置しており、職責（役割）、人員数が具体的に示されていること。
事業（達成）目標	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> 想定業務量に応じた、適切な事業（達成）目標が設定されていること。
	加点	重要	<ul style="list-style-type: none"> 未適用事業所の潜在率等を的確に予測したうえで、全体像を踏まえた事業（達成）目標が具体的に示されていること。
加入促進業務			
実施する施策の内容	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> 加入促進業務について、実行可能性があると評価できる施策が企画提案されていること。
	加点	最重要	<ul style="list-style-type: none"> 有効かつ効果的、網羅的に加入勧奨業務を行うための施策が具体的に示されていること。 事業者が所有するノウハウ、スキル等を有効に活用した特徴的な施策が具体的に示されていること。 事業主に対する説明内容及び使用するものが具体的に示されていること。 事業主の制度への理解及び協力を得るために、適切かつ効果的であると評価できる措置が講じられていること。 加入促進業務に係る施策ごとの加入勧奨実施予定日数が示されていること。
スケジュール及び実施体制	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案された施策について、適切なスケジュールが示されていること。 各々の施策を実施するために必要な時間数が設定されていること。 企画提案された施策を実施するにあたって、適切な実施体制が示されていること。
	加点	重要	<ul style="list-style-type: none"> 各社会保険事務所の管轄区域ごとのスケジュールが具体的に示されていること。 未適用事業所が多数あった場合に加入勧奨を行う優先順位に係る考え方が具体的に示されていること。 各々の施策を実施するために必要な人員が配置されており、職責（役割）、人員数が具体的に示されていること。
事業（達成）目標	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> 想定業務量に応じた、適切な事業（達成）目標が設定されていること。
	加点	重要	<ul style="list-style-type: none"> 未適用事業所の発生理由等を的確に予測したうえで、事業所規模、業種等を踏まえた事業（達成）目標が具体的に示されていること。

総合評価基準表（2 / 2）

項 目	評価 区分	評価 基準	必須評価事項に係る最低限の要求要件 加 点 に 係 る 評 価 観 点
事業報告書の作成業務			
本事業の受託終了後、事業実施（実績）報告として、どのような事項、数値等を報告することが可能であるか。	必 須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の趣旨を適切に把握したうえで、委託者に報告すべき事項、数値等が示されていること。
	加 点	普 通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的に事業実施結果（実績）が把握できる報告様式が具体的に示されていること。
施策全体の構成			
アピールポイント			
本事業を受託するに当たっての基本的考え方はどのようなものか。	必 須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の趣旨を適切に把握したうえで、基本的考え方が示されていること。
コスト削減を図るため、どのような措置を講じるのか。	加 点	普 通	<ul style="list-style-type: none"> ・ コスト削減を図るために、適切かつ効果的であると評価できる措置が講じられていること。
実施体制			
委託事業全体を実施するため、事業者としてどのような組織体制を整備するのか。	必 須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業全体を実施するにあたって、適切な実施体制が示されていること。 ・ 社会保険業務に関して深い知識、経験を有する担当者を置き、必要な際に直ちに支援できる体制が整備されていること、または、整備できることが示されていること。
	加 点	普 通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する指揮監督の体制（命令系統）等、研修体制・内容が具体的に示されていること。 ・ 過去に本事業における施策の全部または一部に有効である（ノウハウが活用できる）と考えられる業務に携わったことがあること。
事業所として、どのように運営管理（個人情報の取扱い、秘密の保持等）、進行管理（苦情処理等）を図るのか。	必 須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な運営管理、進行管理を図るための措置が示されていること。
	加 点	最 重 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報管理・保護のため、及び、お客様とのトラブル発生防止のための具体的な措置が示されていること。 ・ 万一、情報漏洩やお客様とのトラブルが発生した場合の具体的な対応マニュアル等が示されていること。
委託事業の一部を他の事業者に再委託する場合には、どのように業務を分担し、それに応じ、どのように運営管理を図るのか。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価（加点）の対象としません。

委託費の支給の方法に係る基本的な考え方について

〔前提〕

- (1) 今回の市場化テスト（モデル事業）については、未適用事業所の把握から届出の勧奨までの業務（a. 未適用事業所の把握、b. 未適用事業所に対する加入勧奨、c. 報告書の作成）を包括的に委託するものです。
- (2) 未適用事業所の把握から届出の勧奨に係る具体的な方法（施策）については、民間事業者の創意工夫やノウハウにより、自ら企画提案する施策によることとしています。

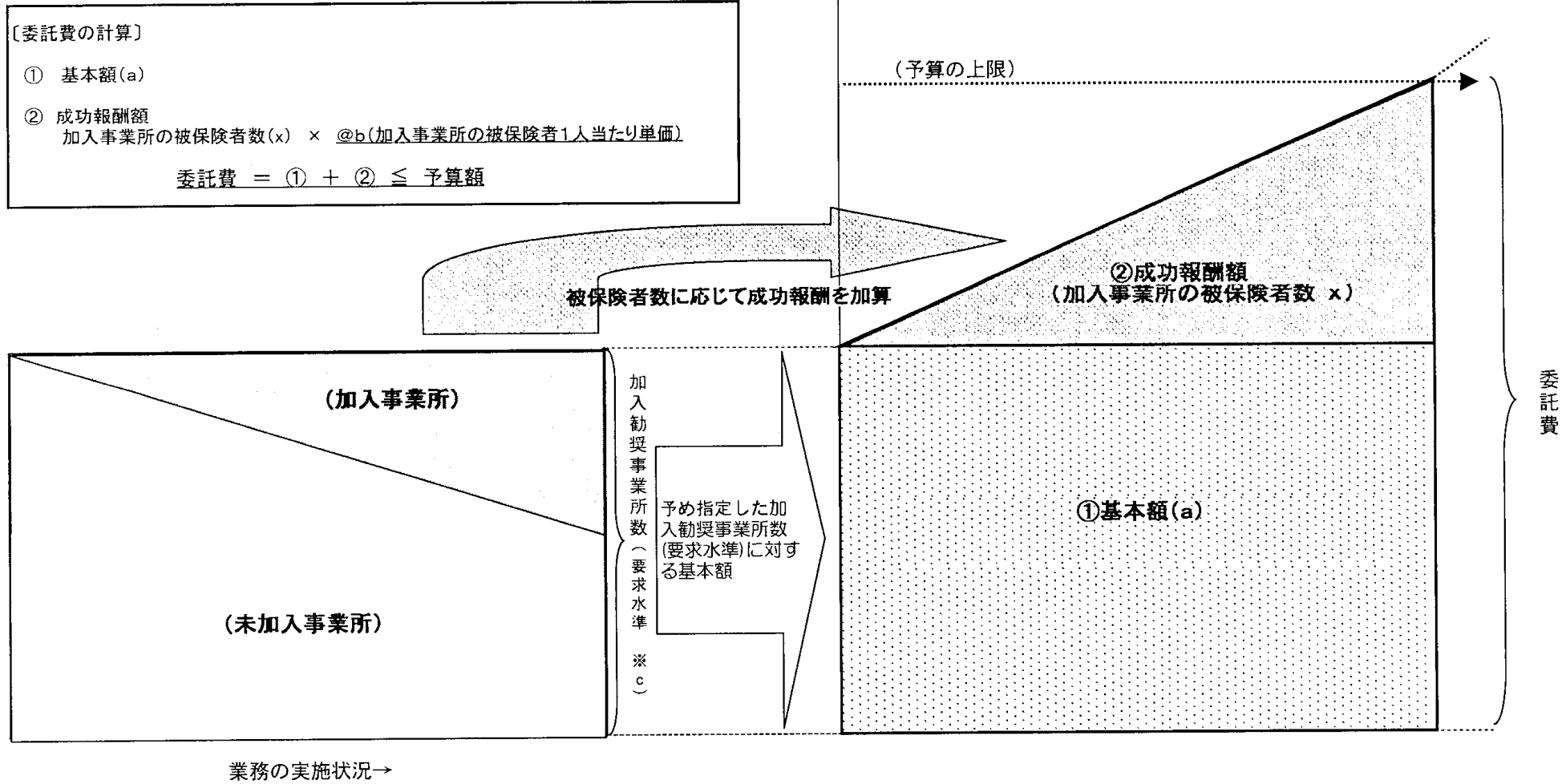
なお、事業者が1事業所に対して実施する加入勧奨については、事業者が企画提案する一連の加入勧奨を実施した後、当該事業所の加入が確認された時点、或いは事業者が加入実現が困難と判断し、社会保険事務所が行う加入指導に引き継いだ時点をもって終了するものとします。
- (3) 委託費については、(i) 事業期間中に事業者が実施する加入勧奨により加入した事業所の被保険者数及び、(ii) 事業者が厚生年金等への加入勧奨を行った事業所の数に基づき支給します。
- (4) 上記(3)の(i)に係る委託費の金額（以下「成功報酬額」という。）は、仕様書において示す金額とします。
- (5) 委託費については、事業者からの請求に基づき支給します。

〔基本的な考え方〕

- (1) 上記前提を踏まえ、加入が確認された事業所、或いは事業者が加入実現が困難と判断し、社会保険事務所が行う加入指導に引き継いだ事業所に係るの報告書（以下「報告書」という。）が提出された場合に委託費を支給します。

なお、事業者は前月末日までに加入が確認された事業所等に係る報告書を取りまとめ、委託者に提出するとともに委託費の請求を行うことを原則とします。
- (2) 加入勧奨を実施する目的で事業所に連絡や来訪をした結果、既に適用済であった場合や、被保険者となるべき者（常時使用される者）がいなかった場合または事業所の現況が的確に把握できなかった場合等、当該事業所が未適用事業所と認められなかった場合は委託費の支給の対象としません。
- (3) 支給する委託費の金額は、基本額を入札の基礎とした予定加入勧奨事業所数で除した金額に報告書が提出された事業所の件数を乗じた額に成功報酬額を加えた金額とします。
- (4) 委託費の支給総額は本事業の17年度予算額を限度とします。

未適用事業所の適用促進事業の市場化テストにかかる委託費の概念図



- ※ 総合評価落札方式にて入札に付す。
- ※ bについては、あらかじめ社会保険庁が設定し、入札仕様書において示す。
- ※ cについては、東京地区269事業所、福岡地区290事業所とする。
- ※ 契約にあたっては、総価契約とする。

$$\text{委託費の支払額} = \left(a \times \frac{\text{実施した加入勸奨事業所数}}{c} \right) + (b \times x)$$

市場化テスト評価委員会の設置について

〔平成17年3月25日
長官伺い定め〕

1 目的

社会保険庁に、市場化テスト評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、社会保険庁が実施する市場化テストに係る事業について、応札した民間事業者の企画についての質の評価を行う。

2 評価委員会の実施事務

評価委員会は、市場化テストの以下の対象事業について、応札した民間事業者の企画についての質の評価を行う。

- (1) 国民年金保険料の収納事業
- (2) 厚生年金保険・政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業
- (3) 年金電話相談センター事業

3 構成

評価委員会は、社会保険事業や市場化テストについて知見を有する学識経験者、行政関係者で構成する。なお、行政関係者のうち、1名についてはそれぞれの事業の担当課長を委員とする。

4 開催時期

評価委員会は、必要に応じて随時開催する。

5 庶務

評価委員会の庶務は社会保険庁総務部経理課が行う。

別 表

評価委員会委員名簿

委員	村 瀬 清 司	社会保険庁長官
同	本 田 桂 子	規制改革・民間開放推進会議委員
同	岩 淵 勝 好	川崎医療福祉大学大学院教授
同	堀 政 良	社会保険庁総務部参与
同	(行 政)	○年金電話相談センター事業にあつては、 運営部企画課長 ○未適用事業所適用促進事業にあつては、 運営部医療保険課長 ○国民年金保険料の収納事業にあつては、 運営部年金保険課長